

用語解説

【あ～お】

安全保障会議

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議です。

NBC（エヌビーシー）

核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器。「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

【か～こ】

核兵器

核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で、作られた兵器の総称。原子爆弾、水素爆弾、中性子爆弾など。

化学剤

化学兵器等に用いられる人体等に有害な化学物資。神経剤（サリン、タブン、ソマン、VX等）、びらん剤（イオウマスタード、窒素マスタード、ルイサイト等）、血液剤（シアン系（青酸）等）、窒息剤系（塩素、ホスゲン等）などがあります。

危険物資等

引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス、毒薬・劇薬などです。

基本指針

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことで、指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものです。

（国民保護法第32条）

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

（事態対処法第25条）

緊急対処事態対処方針

緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める針方針のことで、以下の事項が記載されます。

- ・緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ・当該対処事態への対処に関する全般的な方針
- ・緊急対処措置に関する重要事項

（事態対処法第25条）

緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいいます。

（国民保護法第172条）

緊急通報

武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、武力攻撃災害の現状及び予測や住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項を、都道府県知事が発令するものです。（国民保護法第99条）

ゲリラ

小部隊による奇襲などで敵を混乱させる戦法。また、その部隊や戦闘員のことをいいます。

国際人道法

武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として「1949年のジュネーヴ4条約」と「1977年の2つの追加議定書」がある。

- 2 -

国民の保護のための措置（国民保護措置）

対処基本方針が定められたから武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等をいいます。（国民保護法第2条）

国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会です。（国民保護法第37条～第40条）

国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画です。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めます。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっています。（国民保護法第36条）

国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっています。（国民保護法第33条～第35条）

国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」です。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の

救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めています。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定しています。

【さ～そ】

災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律です。

指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されています。（事態対処法第2条第4号）

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されています。（事態対処法第2条第6号）

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。（事態対処法第2条第2号）

自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいいます。

ジュネーヴ諸条約

1949年のジュネーヴ4条約のことで、陸上の傷病兵の保護に関する第一条約、海上の傷病兵の保護に関する第二条約、捕虜の待遇に関する第三条約、文民の保護に関する第四条約からなります。（外務省HPから）

ジュネーヴ諸条約追加議定書

第一追加議定書は、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領追加議定書の事態に適用され、第二追加議定書は、締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用されます。（外務省HPから）

生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるお

それがあると認められる施設をいいます。

(国民保護法第102条)

生物兵器

人間・動物・植物に有害な細菌・ウイルスなどを散布する兵器。細菌(炭疽菌、コレラ菌)、ウイルス(天然痘ウイルス)、リケッチア(Q熱リケッチア)、毒素を生じる細菌(ボツリヌス菌毒素)などがあります。

【た～と】

対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことで、以下の事項が記載されます。

- ・武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ・武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- ・対処措置に関する重要事項

(事態対処法第8条)

テロ

政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人またはその一部に対し脅威を与え、または威圧することを企図して人間または財産に対して非合法的な形で武力を行使することをいいます。

特殊部隊

特殊作戦遂行のために編成、装備された小編成の軍事組織をいいます。

避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領です。

避難先地域

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域をいいます。(住民の避難の経路となる地域を含む。)

(国民保護法第52条第2項)

【は～ほ】

武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

(事態対処法第2条)

武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のことをいいます。(国民保護法第2条)

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

(事態対処法第2条)

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義しています。

(事態対処法第2条)

武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」です。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行されました。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めています。

【よ】

要避難地域

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいいます。

（国民保護法第52条第2項）

【ら】

ライフライン施設

水道、下水道、電気、ガス、通信などの国民生活に関連する施設のことをいいます。